

令和4年11月30日

保護者様

長泉町教育長

インフルエンザによる出席停止手続きの変更について（通知）

このことにつきまして、医療のひっ迫を回避するため、令和4年12月1日から、二市二町（沼津市、裾野市、長泉町、清水町）の各公立幼稚園、保育園、こども園、小学校、中学校及び沼津市立沼津高等学校において、インフルエンザの出席停止の手続きを変更します。つきましては、以下のように対応をお願いします。

記

1 変更内容 変更点

従来の方法	変更後（二市二町共通）
インフルエンザ様症状発症	インフルエンザ様症状発症
↓	↓
①医療機関受診・インフルエンザの診断 医師が「インフルエンザ罹患証明書」を記入。 ※保護者は学校に結果を電話連絡する。	①医療機関受診・インフルエンザの診断 ※保護者は学校に結果を電話連絡する。 <u>「インフルエンザ罹患証明書」必要なし</u>
②発症後5日、かつ解熱後2日（幼児は3日） を経過するまで自宅安静	②発症後5日、かつ解熱後2日（幼児は3日） を経過するまで自宅安静
③保護者が、発症日から「インフルエンザ 経過報告書」を記入 ※体温記入	③ <u>検温等の健康観察を行う。</u> ※「インフルエンザ出席停止期間について」 を参考にしてください。
④登校する日の日付と保護者の署名をした 「インフルエンザ罹患証明書及びインフ ルエンザ経過報告書」を持って登校。 ※園児においては医療機関を再受診し 「登園許可証」をもって登園。	④ <u>登校</u> ※ 上記の期間中に「解熱しない、異常行 動が見られた、咳、食欲低下、元気が ない」など気になる症状があった場合 は必ずかかりつけ医を受診してくだ さい。
↓	
※ 児童生徒は、再登校後、職員室または保 健室へ提出してから教室に入る。	

2 その他

- (1) インフルエンザ以外の出席停止に関わる疾病については、従来どおりの対応です。
- (2) 御不明な点がございましたら、各学校（園）にお問い合わせください。